

舟橋村告示第5号

舟橋村職員ハラスメント防止対策委員会設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年3月6日

舟橋村長 渡辺 光

### 舟橋村職員ハラスメント防止対策委員会設置要綱の一部を改正する告示

舟橋村職員ハラスメント防止対策委員会設置要綱(令和3年舟橋村告示第4号)の一部を次のように改正する。

題名中「対策委員会設置」を削る。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) ソーシャルメディア・ハラスメント SNS、ブログ、掲示板、チャットツール、動画配信サービス等のインターネット上の媒体を用いて、業務に関連又は職場の人間関係に関連した嫌がらせ行為(個人情報・写真の暴露、返事の強要、仲間はずし、誹謗中傷等)により、相手方に精神的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させることをいう。

(9) その他のハラスメント 第4号から第8号までに掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により職場環境が害されることをいう。

第6条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。